分かりやすく、丁寧に解説します！

家族信託セミナー開催

参加費無料

Q.もしも、認知症になってしまったら？

- 預貯金が凍結され、空き家となった不動産も売却ができない
- 成年後見人がつくと、家庭裁判所の監視下に置かれる
- 収益物件のオーナーは、賃貸契約ができなくなる

…等、様々な不利益が生じます

認知症になる前にできる対策について、
学んでみませんか？

日 時
令和５年６月２５日（日）
１０時～１１時３０分

場 所
石山南まちづくりセンター　会議室２
新潟市東区石山二丁目２番３８号
駐車場無料

申 込
司法書士法人トラスト
TEL：０２５－２８７－１１７２
事前にご予約をお願いいたします

講師：関　武
司法書士・土地家屋調査士・
行政書士・家族信託専門士